

## V 農業・農村の振興に関する施策の展開方向

農村地域の人口減少・高齢化の進行と国内外の食市場の変化、経済のグローバル化などの対応や、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく政策の方向性などを踏まえ、IVに掲げる方針のもと、本道農業・農村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。

### 1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

#### (1) 農業・農村の多様な役割・機能のコンセンサスづくり

先人たちのたゆみない努力の積み重ねで築かれた本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、北海道農業・農村振興条例に基づく振興施策を総合的・計画的に推進します。

そのため、道は、農業・農村が、食料供給や就業の場の提供といった役割をはじめ、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然体験・農業体験などの教育の場の提供などの多面的な機能を発揮していることについて、ふれあいファームの登録制度や農業・農村情報誌の発行等を通じて、広く道民の理解を深めるコンセンサスづくりを推進します。

また、農業団体が中心となって進めていく地域での食と農でつながるコンセンサスづくりとも連携し、取組を推進します

#### (2) 食育や地産地消による農業・農村に関する理解促進

食育や地産地消をテーマとしたイベント等を通じて、農業・農村の理解促進や消費者と生産者の相互理解を促進します。

##### ア 食育と連携したコンセンサスづくり

食育や健康づくり等への関心の高まりとともに、「食」や「農業」を学ぶ機会が広がっていますが、こうした機会を通じて、食を生み出す場としての農業の理解をはじめ、地域の様々な産業とのつながりや農業・農村の多面的機能などの理解促進の取組を推進します。

##### イ 地産地消と連携したコンセンサスづくり

本道における地産地消の意識が高まる中、道産食材の魅力や地産地消の意義、役割などを知ってもらう機会として、「北のめぐみ愛食運動道民会議」の開催や「北のめぐみ愛食フェア」への支援などをしてしていますが、こうした消費者と生産者の相互理解の機会を通じて、農業・農村の理解促進の取組を推進します。

### (1) 安全・安心な食料の安定供給

生産者、流通・加工関係者、消費者などとの協働のもと安全・安心な食品づくりに向けた取組や道産食品の情報提供等の取組を進めるとともに、道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開と北海道らしい食育を推進します。

#### ア 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

「北海道食の安全・安心条例」(平成17年北海道条例第9号)に基づき、生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、道民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全・安心を確保するための取組を推進します。

- 「北海道食の安全・安心基本計画【第3次】」(平成26年3月策定)に即し、生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(平成17年北海道条例第10号)に基づき、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図ります。
- 農業生産段階における工程管理手法(GAP: Good Agricultural Practice)の導入を推進します。
- 肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、販売及び使用されるよう、それぞれの関係法令等に基づき、製造・販売業者や生産者等に対する検査・指導等を実施します。
- 道産牛肉の安全を確保するため、と畜場におけるBSEスクリーニング検査の厳正な実施と、特定危険部位(頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄など)の除去・焼却を徹底します。

#### イ 道産食品の情報提供等の推進

- 消費者をはじめ、生産者、食品関連事業者等の中で相互に情報や意見の交換を行い、理解を深めるリスクコミュニケーションの取組を推進します。
- 道産食品に対する信頼確保を図るため、食品表示法など食品の表示に関する関係法令等の普及・啓発に努め、適正な表示を促進するとともに、道産食品の表示状況を調査する道産食品全国モニターを各都府県に配置します。
- 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)や道産食品登録制度などを活用し、道産食品に対する消費者の信頼確保と食の北海道ブランドづくりを推進します。
- 農産物検査制度の適正な運用と、「米トレーサビリティ法」等に基づき米穀の取引に係る情報の記録や販売事業での遵守事項の徹底など米穀取扱事業者等への指導、普及・啓発を実施します。

## ウ 道民運動としての「愛食運動」の総合的な展開

- 「食育」や「地産地消」、北海道に合った「スローフード運動」など消費者と生産者等との結び付きを強化する「愛食運動」を総合的に推進します。
- 道内流通関係者と連携した「愛食の日（どどん食べよう道産DAY）」の普及・啓発や観光・外食産業、食品加工業など関連産業における道産農産物の活用を促進します。
- 「米チェン」や「麦チェン」の推進のほか、道産農畜産物の地産地消を推進します。
- 地域固有の食文化や伝統などが次の世代にしっかりと受け継がれるよう、北海道らしい食づくりを行うために必要な知識と技術を持つ者を登録する「北海道らしい食づくり名人登録制度」を推進します。

## エ 北海道らしい「食育」の推進

- 「どさんこ食育推進プラン」（平成26年3月策定）に基づき、食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を総合的に推進します。
- 子どもたちが地域の農業や食関連産業、食と環境との関係などについての理解を深めるための農業体験などを推進するとともに、食文化の継承を図ります。
- 市町村や学校給食関係者等への食育に関する情報提供とともに、地元食材の給食などでの利用促進など地域及び関係団体等による連携した食育の取組を支援します。

## オ 消費者と生産者との結びつきの強化

- 企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」として登録することにより、それぞれの自発的な取組を促進し、道民の皆さんと協力し合う愛食運動を展開します。
- マルシェ（直売市）や直売店舗などを通じた道産農畜産物の消費拡大や消費者との交流促進、道産食品を活用した料理を提供する「北のめぐみ愛食レストラン」の認定などの取組を通じ、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを一層促進します。
- 食の安全・安心や多面的機能を発揮する農業・農村の役割とそれを支える農業者等の取組に対する道民理解を深めるため、地域の草の根交流やマスメディア等を活用した情報発信を行います。

## (2) 需要に応じた生産・供給体制の整備

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産を推進します。

### ア 消費者ニーズに対応した生産体制づくり

消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進します。

#### [稲作]

- 「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、引き続き高品質・良食味米の安定生産を推進し、ブランドの確立を進めるとともに、業務用米、加工・飼料用米等の用途に応じた生産の取組などにより、北海道米の需要を拡大します。
- 品種の特性を最大限発揮する栽培技術や低コストで省力的な生産技術の開発・普及を推進します。

#### [畑作]

- 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥や堆肥等の活用による土づくり、そばなどの地域の特色を活かした作物や高収益作物等の生産を推進します。

#### 《小麦》

- 日本めん用、パン・中華めん用など各用途の需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発を図るとともに、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。

#### 《豆類》

- 需給動向に即した計画的な作付けを基本に、豆腐や製あんなどの加工適性に優れ気象災害や病害に強い多収品種の開発、安定栽培技術の普及、収穫作業の機械化や組織化による省力化・低コスト生産を推進します。

#### 《てん菜》

- 低コストで省力的な持続的生産体制の確立や糖量の多い耐病性品種の導入を進めるとともに、輪作体系上重要な基幹作物として、地域経済への影響も考慮し、作付けの安定化を推進します。

#### 《馬鈴しょ》

- 実需者ニーズに対応した作付けにより、加工食品用への供給を拡大するとともに、各種用途に適したジャガイモシストセンチュウ抵抗性等の耐病虫性品種の開発とその普及を推進します。

### [野菜]

- 野菜価格安定制度の着実な実施を基本に、需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産とともに、消費者ニーズに対応した多様な品目の生産や出荷期間の延長などを推進します。
- 高度な環境制御やバイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを活用した施設園芸の展開を推進します。

### [果樹]

- 消費者ニーズの多様化に対応した高品質でおいしい果実の安定生産とともに、産地ブランド力の向上や地産地消を推進します。
- 道内ワイン製造業者の多様なニーズに対応した醸造用ぶどうの植栽や安定生産技術の普及を推進します。

### [花き]

- 花き農業の体質強化や高品質な花きの安定生産による産地ブランド力の向上、流通体制の高度化とともに、道産花きを利用した花育を推進します。

### [酪農]

- 本道の優位性を活かし、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産を推進するとともに、家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上とその能力を最大限発揮する飼養管理の徹底により生産性の向上を図ります。また、搾乳ロボットなどの導入による省力化を推進します。

### [肉用牛]

- 繁殖から肥育までを行う一貫経営への移行や地域で繁殖・育成を集約化する体制の構築のほか、耕種部門への肉用牛の導入や酪農部門との複合経営による多様な肉用牛生産を推進するとともに、家畜改良の促進による繁殖雌牛の能力向上等や飼養管理の改善による生産性の向上を図ります。

### [軽種馬等]

- 軽種馬については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進、馬生産の分業化や共同化など生産方式の見直し等による強い馬づくりを推進するとともに、肉用牛や野菜などの導入による経営の複合化等に取り組み、馬産地の構造改革を推進します。
- 農用馬については、優良な繁殖雌馬の導入や繁殖奨励などを推進します。

### [中小家畜]

- 豚や鶏などについては、衛生管理の徹底などによる生産性の向上と需給動向に見合った安定的な生産を推進します。また、ハチミツの増産などによる養蜂業の振興を図ります。

## イ 効率的で安定的な生産・流通システムの確立

地域や担い手の創意工夫による強みを活かした取組を通じ、消費者等のニーズに対応した安全で良質な農畜産物の計画的・安定的な生産・供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化などを進め、競争力のある産地づくりを推進します。

- 産地の競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等を図るための高性能な農業用機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備を推進します。
- 地域の条件に対応した集送乳体制の整備や生乳の道外移出等の広域流通に係る効率的な輸送手段の確保を図るとともに、乳業施設や食肉処理施設の合理化などを推進します。
- 地域の畜産生産基盤の強化と地域ぐるみでの収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進します。

## ウ 自給飼料生産基盤の確立

自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、地域に応じた植生改善やコントラクター等の飼料生産組織への支援、耕畜連携、飼料用米の利用拡大、放牧の普及等により、良質で低コストな自給飼料の生産・利用を推進します。

- 優良品種を活用した計画的な草地の植生改善の取組や栽培管理技術の高度化、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産組織の支援などを推進します。
- 耕畜連携によるイアコーンサイレージや子実用とうもろこし等の自給濃厚飼料の生産・利用を推進するとともに、飼料用米・稲発酵粗飼料等の利用の拡大を推進します。
- 酪農や肉用繁殖雌牛における放牧の活用により、自給粗飼料利用率の向上を図ります。

## (3) 環境と調和した農業の推進

環境と調和し、消費者の期待に応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。

### ア クリーン農業の一層の推進

- クリーン農業の普及拡大を推進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域資源の活用を基本とした取組を推進します。

- YES!clean表示制度に取り組む産地の育成・拡大のため、農業者や消費者への制度の普及・啓発や生産集団への技術指導とともに、原材料として使用する加工食品への表示の拡大を推進します。
- クリーン農産物の生産の安定を図るため、土づくりに向けた堆肥投入などの土壌改良や農地の排水性改善等の農業生産基盤の整備を推進します。
- クリーン農業が環境保全に果たす役割などについて、イメージキャラクターや各種媒体を活用し、道民の理解促進を図ります。

## イ 有機農業の一層の推進

- 有機農家等のネットワークづくりや有機農業への新規参入、慣行農家の一部有機化を促進するとともに、有機農産物の販路拡大や有機農業に対する理解の醸成を推進します。
- 病害虫に強い品種の開発や有機農産物の収量・品質の安定化技術、病害虫が発生しにくい栽培環境づくり、効率的な雑草防除技術の開発など、先進的な有機農家が現場で実践している技術も含め、有機農業の普及に向けた取組を推進します。

## ウ 自給飼料に立脚した畜産の推進

- 自給飼料を最大限に活用するための植生改善をはじめ、酪農や肉用牛経営における放牧の推進、家畜排せつ物の適切な施用など、環境と調和した畜産を推進します。

## エ 農業系廃棄物の適正処理の推進

- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、道や市町村段階における協議会の活動強化と排出量の抑制に向けた代替資材の普及を推進します。
- 硝酸性窒素等による汚染を防止するため、地下水の検査・監視に努めるとともに、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な処理を推進します。
- 有機性廃棄物に由来するたい肥などの利用に当たって、特殊肥料の安全性の確保とともに有機質資材の適正使用や適正施肥の普及・指導に努めます。

## オ 防疫対策の推進

- 農作物の病害虫に対する精度の高い発生予察情報の提供やこれらに基づく適期防除を推進します。  
また、新たな病害虫が発生した場合には、迅速な植物防疫対策を推進します。



- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査や監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。

#### (4) 生産資材の安定供給と鳥獣害の防止

主要農産物等の種子の円滑な供給とともに、農業資材の安定供給を推進します。

##### ア 農業生産資材の安定供給

- 良質な農産物を低コストで生産するため、主要農作物等の優良品種の種子増殖を安定的に進めるとともに、円滑な供給を推進します。
- 燃油や肥料・農薬、飼料などの安定供給と価格の安定を図るとともに、省エネルギー型の園芸施設や機械の導入による生産コストの低減を推進します。  
また、土壌診断に基づく適正施肥を推進します。

##### イ エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進

- 計画的な捕獲、追い払い、農用地への侵入防止柵の整備やエゾシカ肉等の利活用も含めた適正処理など総合的な鳥獣被害対策を支援し、野生鳥獣による農作物等への被害の軽減を図ります。

#### (5) バイオマス等の地域資源の利活用の推進

家畜排せつ物や稲わら、木質バイオマス等未利用資源の有効利用を促進し、地域農業の振興と環境保全の取組を促進します。

- 「北海道家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、家畜排せつ物を良質な堆肥・液肥等として利用を促進するとともに、エネルギーとしての利用推進を図るなど、関係機関が連携して指導・助言を行い、適正な管理及び有効活用を推進します。
- 「北海道バイオマス活用推進計画」（平成25年12月策定）に基づき、地域内のバイオマス資源の発生量の把握や循環利用に向けた技術の開発、地域の利活用体制の整備など、関係部局が連携して、その適正な処理と利活用を促進します。
- 農村地域に存在する豊富なバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能なエネルギーの生産・利用の拡大を促進します。



## (6) 食料自給率向上への貢献

我が国の食料自給率の向上に最大限寄与していくため、本計画に示している生産努力目標の達成に向けて、道をはじめ市町村、農業者・農業団体、消費者など関係者が一体となって、生産と消費の両面にわたる様々な取組を推進します。

- 本道の農業・農村を貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくために必要な道民理解の促進を図ります。
- クリーン農業など環境と調和した持続的な農業の推進とともに、生産基盤の計画的な整備や生産性向上に向けた新品種・新技術の開発・普及などにより消費者の期待に応える安全・安心な食料を安定的に生産、供給します。
- 国内外の食市場の変化への対応や世界の食関連市場の取り込みに向けて、6次産業化や地域の特色を活かしたブランド化の推進、農畜産物等の輸出促進に向けた環境整備を推進します。
- 地域農業を支えていく後継者や意欲の高い新規参入者の育成・確保の推進や法人組織経営体の育成を図るとともに、地域営農支援システムの確立などにより、地域の多様な担い手を支援します。

さらには、女性農業者や高齢農業者が生産面や経営面をはじめ、様々な場面で活躍できる環境の整備を推進します。

- 農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用、優良農地の確保を推進します。

また、新品種・新技術やICTなどを活用した省力化や低コスト化、高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及を進めます。

- 農村地域の多様な資源を活かした農村づくりを推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民なども参画する共同活動を支援します。

グリーン・ツーリズムなどの取組を通じた都市と農村の交流や農村への移住・定住の促進とともに、高齢化にも対応した医療・保健・福祉サービスの充実など、誰もが安心して暮らせる社会サービスの充実に取り組みます。

### 3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

#### (1) 付加価値の高い農畜産物の生産と新たな需要の創出

高齢化や人口減少など、社会構造やライフスタイル等の変化に対応した国内外の新たな食市場の取り込みに向け、消費者に選択される農畜産物の生産・供給体制を構築します。

- 道産農産物の付加価値を高め、道内の食産業の振興を図るため、食品産業などとも連携しながら、品質・加工適性等の評価法や品質保持技術の開発、道産農産物の加工適性や機能性を活かした新たな商品の開発を推進します。
- 消費者に選ばれる道産農畜産物や食品のブランド力の向上に向け、YES!clean表示制度、「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」など道独自の表示・認証制度や地理的表示保護制度の普及を推進します。
- 高齢化や女性の社会進出等による食市場の環境変化に対応し、加工・業務用野菜などの供給力の強化や赤身主体の牛肉の付加価値向上を促進します。
- 生薬の原料となる薬用作物の生産拡大とともに、実需者や消費者のニーズに基づく機能性成分を含む農産物の生産に努めます。
- 観光分野との連携による地域食材を活用した商品づくりなど、地域資源の活用を促進します。
- 「北のめぐみ愛食フェア」での外国語表記による情報発信や地域の食文化の魅力伝達のほか、販売促進に向けた人材の育成など、インバウンドに対応した取組を促進します。

#### (2) 農業者と商工業者等が連携した地域資源を活かした6次産業化の推進

農業者が主体となって、地方自治体や農業団体、商工業者等と連携しながら進める6次産業化等の取組を推進します。

- 農業者等に対する起業化への意欲を喚起するとともに、地域内外の関係機関や団体などと連携のもと、地域ぐるみでの6次産業化・農商工連携に向けたプランニングや推進体制の整備を支援します。
- 「北海道6次産業化サポートセンター」による農業者に対する事業計画づくりのサポートや専門家の派遣などによるノウハウの提供、地域での連携促進を図るための関係者によるネットワークづくりや商品開発、加工・販売施設の整備等を支援します。

- 2次・3次事業者とのマッチングなどによる新商品の開発や販路開拓などの新たな需要創出を推進します。
- 農業者等と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が共同で設立した合弁事業体（6次産業化事業体）での農林漁業成長産業化ファンド等の活用を促進します。

### （3）地域の特色を活かしたブランド化の推進

地域の特色を活かした農畜産物やその加工品のブランド化を推進します。

- 地域ごとの特色ある農畜産物づくりや高品質な食品づくりを進めるとともに、そうした商品について国内外への情報発信を様々な機会を活用して推進します。
- 異業種が連携したフルーツ観光や消費者が高く評価する醸造用ぶどう品種の導入促進など道産果実の高付加価値化を推進します。
- 本道の特色ある品種構成や恵まれた草地資源を活用した多様な肉用牛生産を推進し、適度な脂肪交雑の牛肉や赤身肉など道産牛肉の付加価値向上に向けた商品開発、ブランド化の取組を推進します。
- 本道の冷涼な気候の中で、衛生管理の徹底や飼料米・ホエイ等の地域資源を活用した豚肉の生産を推進し、道産豚肉の付加価値向上に向けたブランド化を推進します。
- 小規模チーズ工房によるナチュラルチーズの生産など地域の特色を活かした牛乳・乳製品づくりに向けた人材の育成や消費拡大を推進します。

### （4）農畜産物や食品の輸出促進に向けた環境整備

成長する海外の食市場の取り込みに向けて、農畜産物や食品の輸出を促進します。

- 北海道食の輸出拡大戦略（平成28年2月策定）に基づき、商流・物流網の整備や輸出支援体制の整備、輸出実績が少ない品目や国・地域等を対象とした新たな市場開拓など、輸出の促進に向けた取組を関係部局と連携して総合的に推進します。
- アジア諸国等における道産農畜産物等に対する需要を喚起するとともに、輸出先市場に対応した生産・流通体制づくりを支援します。
- 団体等が組織する輸出促進のための協議会が実施する道産農産物のPRや市場リサーチなどの輸出プロモーション活動などを支援します。

## 4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

### (1) 新規就農者の育成・確保

農業後継者はもとより、多様な人材が就農できるよう農業・農村の理解促進をはじめ、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修・教育を推進するとともに、地域における受け入れ体制の充実等を推進します。

#### ア 農業への関心の喚起

- 子どもたちに対する食育活動などを通じた農業・農村の理解の促進を図ります。
- 中学校や高校の職場体験や職業体験、農業インターンシップ制度等を活用し、農業を体験する機会の拡大による就農への動機付けを図ります。
- 農業関係者による教員を対象とした農村ホームステイなどの取組への支援を通じ、食農教育の充実を図ります。

#### イ 就農に向けた相談活動

- 農業の内外からの新規就農を促進するため、担い手センターなどによる農業の魅力PRや就農支援制度に関する情報提供、地域と連携した農家研修などでの受け入れ先に関する情報提供や相談活動を推進します。

#### ウ 研修などの就農準備に向けた支援

- 就農促進に向けて農業高校と関係機関・団体との連携した取組を強化するとともに、優れた農業経営者の育成に向け農業大学校や花・野菜技術センターでの先進的な技術や経営の学習など実践的な研修を推進します。
- 道、市町村、指導農業士等の役割を明確化し、地域で実施される生産技術等の実践的な研修を推進します。
- 研修期間中の農作業事故防止に向けた農作業安全に係る啓発とともに、事故発生時の傷害補償対策を実施します。

#### エ 地域における就農の支援

- 新規就農希望者が、円滑かつ確実に就農できるよう地域の幅広い関係者が連携した受入体制づくりや広域で就農先を確保するための取組などを推進します。
- 新規就農者が経営に必要となる農地、機械・施設、家畜及び営農資金等の確保を支援するため、農地や機械施設等を整備し一定期間貸し付ける農場リース事業や農地中間管理事業の活用を推進します。

- 地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、第三者や農業法人化などによる経営継承の取組を推進します。

#### オ 就農後の経営安定と就農者の地域への定着促進

- 優れた経営感覚を身につけ、就農後における経営の早期安定を図るため、農業大学校等での実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導を行うとともに、関係機関等と連携し、経営が安定するまでの期間において一貫してサポートする取組を総合的に推進します。
- 初期投資の負担軽減のための制度資金の融通や就農直後の所得を確保するための青年就農給付金の給付など経営の安定化に向けて支援します。
- 就農間もない農業者に対する地域の関係機関・農業団体が連携した巡回指導やアドバイスをを行うための体制づくりを推進します。

### (2) 担い手の経営体質の強化

リーダーとして地域を牽引できる農業経営者の研修をはじめ、各種の研修環境の整備を推進するとともに、本道の大宗を占める家族経営など地域農業を担う経営体の体質強化と経営安定に向けた支援を推進します。

#### ア 研修教育の充実

- 地域の農業のリーダーとしての経営感覚を備えた農業者を育成するため、農業系大学等と連携しながら経営力や技術力を向上させるための研修教育等を推進します。
- 国際化の進展にあわせて、幅広い視野を有する青年農業者等を育成するための研修を支援します。

#### イ 経営体質の強化等

- 様々な経営態様がある中で、意欲の高い担い手が創意工夫を発揮し、経営発展させていけるよう農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備などの取組に対する支援を推進します。
- 意欲と能力がありながら、負債の償還に支障を来している農業者の経営改善や経営継承を図るため、償還負担の軽減や円滑な借換えを推進するとともに、土地改良に伴う既往土地改良負担金に係る償還の軽減対策などを推進します。
- 経営の安定化の障害となる農作業事故を防止するため、研修会の開催や啓発活動等を通じ、農業機械の効率・安全利用を推進します。
- 担い手に対する経営安定対策の推進とともに、国における経営全体の収入に着目した新たなセーフティネットの検討・導入なども踏まえつつ、本道の実情に即した制度の実現とあわせ農業経営の安定と経営体質の強化に向けて適切な対応を図ります。



### (3) 農業法人の育成

地域農業を支える農業法人の育成を推進します。

- 家族の状況や労働力不足などに応じて地域の法人化を推進するとともに、各種研修会等を通じた法人化のメリットや手続き、経営管理等に関する情報を普及・啓発します。
- 法人組織経営体の経営の安定・発展に向け人材や機械等の経営資源の有効活用、経営リスクの分散等を図るため、経営の複合化や多角化を推進します。
- 新規就農希望者の受入れや6次産業化への参画など、地域農業への貢献に向けた取組を推進します。
- 企業と地域の農業関係者等との連携及び相互理解に基づき、企業の経営ノウハウの導入や多様な人材が活躍できる法人経営の取組を推進します。

### (4) 家族経営体を支える地域営農支援システムの整備・活用

家族経営体を支えるコントラクターやTMRセンターの育成を推進するとともに、農業関係機関・団体の機能の充実を図ります。

#### ア 農作業受託組織等の育成・確保の推進

- 家族経営体における労働負担軽減や機械・施設投資の抑制、余剰労働力を活かした新たな所得確保の取組などを促進するため、コントラクターやTMRセンターなど家族経営体を支えるシステムづくりを推進します。
- 農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上を推進します。
- 酪農ヘルパー制度の適切な運営を図るため、ヘルパー要員の育成・確保などの支援を行います。

#### イ 農産物等の流通・加工施設の整備

- 市場ニーズ等に対応したロット・品質による農畜産物・食品の安定供給を促進するため、集出荷貯蔵施設や加工施設の整備等を通じ、付加価値の向上を推進します。

#### ウ 経営革新や多角化の取組の推進

- 家族経営をはじめとした農業経営体・地域営農支援システムにおける革新的な技術や新たな生産システムの導入などの取組に対し、農業改良普及センターと試験研究機関が地域と連携し、総合的な支援活動を推進します。

## エ 農業団体の機能の充実

- 農業協同組合など農業関係機関・団体の運営基盤の強化や機能の充実を図ります。

### [農業協同組合]

農業所得増大のための農産物の有利販売や生産資材の有利調達などといった農協が取り組む自主的な改革を促進・支援するほか、経営基盤強化に向けた効果的な指導・監督を行うとともに、法令に基づく定期的な検査結果により改善・指導を実施します。

### [農業委員会ネットワーク・農業委員会]

農地法、農業経営基盤強化促進法や農業委員会等に関する法律などの円滑かつ適正な運用を促進するとともに、農地利用の最適化や優良農地の確保、さらには、地域農業の担い手の育成など必要な取組を推進します。

### [農業共済組合]

農業共済組合等の円滑な事業運営を図るため、組織強化の推進と的確な指導・監督を行うとともに、法令に基づく定期的な検査結果により改善・指導を実施します。

### [土地改良区]

農業水利施設等の維持管理、農業用水の利用調整、農業生産基盤整備の推進主体として地域農業の振興を担う土地改良区が、今後ともその役割を十分発揮できるよう、統合整備や施設管理体制の再編整備など運営基盤の強化に向けた総合的な取組を推進します。

## (5) 女性農業者等が活躍できる環境づくり

女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。

- 女性農業者の経営管理能力の向上や農業生産、加工販売などに関する技術習得のための研修会の開催や女性同士のネットワークの強化等に向けた情報提供などを推進します。
- 男女平等参画に向けた意識啓発や各種研修会の開催などを通じ、ワークライフバランスに配慮しながら、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、女性農業者による農業の魅力発信の取組などを推進します。
- 農協や農業委員会の運営に係る女性役員の登用など、組織運営への積極的な参画とともに、地域農業に関する方針等への意見反映を図るための場への参加を推進します。
- 農業生産や地域活動の場で、高齢農業者が確かな技術・技能や豊かな経験を活かせる環境づくりを促進します。



### (1) 農業生産基盤の整備の推進

農地・農業水利施設は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地や健全な農業水利施設の確保と有効利用を図るため、「北海道農業農村整備推進方針」（平成24年9月改定）に基づき、農地の大区画化、汎用化、排水性強化のための整備や必要な用水を安定的に確保するための整備などを推進します。

また、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年6月策定）に基づき、更新期を迎える基幹水利施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持管理・改修・更新等の整備を推進します。

#### ア 農業生産基盤の整備

- 地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、農業水利施設、暗渠排水、土層改良や畑地かんがいなどの整備を推進するとともに、農畜産物輸送の効率化や通作条件の改善を図るための農道の整備を推進します。
- 飼料生産コストの低減や飼料自給率の向上等を通じ、収益性の高い畜産経営を実現するため、草地基盤の計画的な整備改良や公共牧場、TMRセンター等の施設整備を推進します。
- 農業生産基盤の整備と併せて、農地中間管理機構との連携を図りつつ、土地利用調整の指導等を行い、担い手への農用地の利用集積を推進します。
- 新たな施工機械や整備手法の導入による低コストな基盤整備を進めるとともに、農地の状況や営農形態等に応じた弾力的な整備を推進します。

#### イ 農地や農業水利施設等の保全管理

- 農地や農業水利施設等の長寿命化を図るため、それら施設等の過去の整備履歴、機能診断情報などを地図情報と一体的に蓄積する取組を進めながら、ストックマネジメント手法を活用して、機能診断に基づく劣化状況等に応じた補修・更新などを計画的に行う戦略的な保全管理を推進します。

#### ウ 農業水利施設等の適切な維持管理

- 農業用水の安定供給とともに、国土や自然環境の保全、災害の防止など多面的機能を十分に発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。

## エ 農村地域の防災・減災

- 農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策の推進とともに、災害発生時における農地・農業用施設の迅速な復旧に取り組みます。

## (2) 優良農地の確保と適切な利用の促進

北海道農業振興地域整備基本方針（平成28年3月策定）や平成26年4月の農地法改正等に基づき、優良農地の確保とともに、遊休農地の解消や耕作放棄地の発生抑制などを推進します。

### ア 計画的な土地利用の推進

- 農業委員会と農地中間管理機構及び市町村との連携による担い手への農地の利用集積を推進します。
- 優良農地の確保と遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制を図るため、国や道、農業委員会ネットワークと地域が連携して、農用地区域への編入と除外の抑制、開発行為や農地転用の制限などを通じ、計画的な土地利用を推進します。

### イ 意欲ある担い手への農地の利用集積・集約化

- 地域における「人・農地プラン」の作成・見直しを通じ、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等に沿った農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図るとともに、本プランと連動し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の流動化を促進します。
- 担い手への農地の利用集積等を進めるため、農業委員会や農地利用円滑化団体等による農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法等による農地の利用調整や農地保有の合理化に向けた取組を推進します。

## (3) 多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発と普及

気候変動への対応や安全で高品質な食料を安定的に生産・供給していくため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構などの試験研究機関や大学等と連携し、優れた品種や生産技術等の開発と普及を推進します。

### ア 地域農業の競争力を高める技術の開発・普及

- 消費者や実需者のニーズに加え、気候変動にも対応した品種や栽培技術の開発とともに、生産コストの低減や流通の効率化を推進します。

- 収量性や食味、加工適性などに優れ、病害虫に強い品種の開発や栽培技術の普及、光センサー、GPS、GISなどの先進的な技術を活用した生産技術等の導入・普及を推進します。

また、自給飼料基盤に立脚した乳用牛、肉用牛の飼養管理技術等の開発を推進します。

#### イ 環境と調和した持続的な農業の推進

- 消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産するため、一層の減農薬・減化学肥料をめざした高度クリーン農業技術や有機農業を支援する技術の開発を推進します。
- 北海道の自然環境と調和した持続的な農業生産を推進するため、地球温暖化の農業生産への影響予測と対応技術の開発、バイオマス資源の有効活用や農地の環境保全等の環境負荷軽減技術の開発を推進します。

#### ウ 研究と普及の連携による地域支援

- 地域農業が抱える課題解決のため、農業改良普及センターと試験研究機関が連携して、新技術の開発や地域に応じた技術の組み立てと経済性の実証を行うことにより、先進的な農業者や意欲ある担い手に対する支援と地域農業・農村の振興、地域経済・社会の活性化を推進します。

#### エ 農業生産基盤整備における新しい技術の開発や普及の推進

- 農業者の減少や高齢化が進行するなか、農業生産の維持・拡大に向けて、省力化や資材等の節減を可能にするICTを活用した農業機械の導入とあわせて、今後の土地利用型農業における農作業の効率化や精密化に対応し得る農地の区画形状や排水性等の改良を行うとともに、地下かんがいシステムなどの新しい技術の開発や普及を推進します。

#### オ 農業分野の国際交流の推進

- 海外からの視察者の受入支援等を通じ、北海道の持つ高い技術力を国際協力や海外における本道農業への理解の促進に役立てます。

#### (4) ICTを活用した省力化や高品質化などスマート農業の実現に向けた新技術の開発・普及

高齢化や労働力不足が進む中、農作業の省力化・軽労化や精密化・情報化などの技術を取り入れたスマート農業や高度な次世代施設園芸を推進します。

- 地域の自然条件や農業構造などの実態に即したスマート農業の導入を推進します。
- 大学や試験研究機関、民間企業等との連携により、ICTの研究開発から現地実証、地域への普及までの取組を効果的に推進します。
- 経験豊かな農業者の優れた技術・知識をICTを活用して次世代の担い手に継承する取組を推進します。
- 高度な施設園芸の生産施設群をはじめ、流通施設や新技術の実証拠点などを集積した「植物工場クラスター」の展開などにより、次世代施設園芸の導入を推進します。
- 酪農経営における労働力負担を軽減する搾乳ロボットなどの普及を推進します。

## 6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

### (1) 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの促進

人口減少や高齢化に伴い農村地域では、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念され、更には、農村地域が有する豊かな自然や伝統文化なども失われてしまうことが危惧されることから、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進める中で、農村づくりへの住民の意欲を醸成し、農村の価値や魅力を活かした取組等を推進します。

- 自然や景観、伝統文化、生産物などの農村地域の多様な資源を発掘し、それらを活用した農村づくりを支援するとともに、環境美化などのコミュニティ活動を推進します。
- 農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進します。
- 地域住民が主体となった持続的な取組を促進するため、農村づくりを後押しする役割を担う人材育成を推進します。

### (2) 農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進

農業・農村は、食料の供給機能とともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の伝承など多面的機能を有しており、その利益を将来にわたって広く国民が享受できるよう、農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

#### ア 地域住民なども参画した共同活動の推進

- 農地や水路など、地域資源の適切な保全管理を図るための地域の共同活動や中山間地域等生産条件の不利な地域の農業生産活動を継続するための取組の支援を通じて、多面的機能の発揮を促進するとともに地域の活性化を図ります。

#### イ 多面的機能を発揮する環境づくり

- 地域の営農活動や立地条件に応じた農業生産基盤及び農村生活環境の整備を総合的に推進します。
- 自然生態系の保全や良好な農村景観の形成に向けて、地域の景観や環境に配慮した整備を推進するとともに、地域住民が参画する景観保全活動などを支援します。

- 農村ならではの良好な景観の形成と農業的土地利用の誘導等を図るため、景観計画区域における景観農業振興地域整備計画の策定を促進します。

### (3) 都市と農村の交流の促進

子どもたちの農業体験学習をはじめとする、「農業」や「食」、「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮でおいしい農産物など、農村の魅力を最大限に活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市と農村との交流を一層促進します。

#### ア 農業・農村に対する理解の促進

- 農業・農村が果たしている役割等に対する道民の理解を促進するため、都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録し、その取組の周知を図るとともに、都市住民と農業者を結ぶ情報誌を発行します。
- 子どもたちをはじめとする地域住民の方々に食と農を身近なものと感じ、地域の産業として認識してもらうよう、農業現場や教育機関などにおいて、食農教育を積極的に推進します。

#### イ グリーン・ツーリズムの推進

- 農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流に資する活動などを推進します。
- 子どもたちが農業・農村への理解を深め、豊かな人間性などを育む効果が期待される農業体験や農村での宿泊体験の受入体制の整備を推進します。

#### ウ 農村移住・定住の促進

- 道内への移住・定住や多様な担い手の確保を促進するため、Uターン、Iターンをはじめ定年帰農などの就農希望者に対する移住・定住に向けた受入情報などを積極的に収集・発信します。

### (4) 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

農村ならではのゆとりある生活空間や安全で快適な生活環境の整備を推進するとともに、「農」と「福祉」などとの連携を図りながら、高齢者や障がい者にもやさしい安心して暮らせる生活の場づくりを進めます。

## ア 安全で快適な生活環境の整備

- 農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、飲雑用水施設や集落排水施設などの生活環境を整備するとともに、農地及び農業水利施設等の適切な保全と防災対策を推進します。
- 都市と農村の交流を図るための活性化施設や市民農園などを農業生産基盤と一体的に整備します。

## イ 誰もが安心して暮らすための社会サービスの充実

- 農業者年金制度の普及・啓発を進めるなど農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手の確保に努めます。
- 高齢者、障がい者、子どもなどが地域住民と集い、お互いに支え合いながら安心して地域で生活することができる「共生型地域福祉拠点」の設置を進めます。
- 誰もが地域で安心して暮らし続けることができるよう医療や保健・福祉サービスの充実を図るため、在宅生活を支える福祉・介護サービスに関わる人材の育成・確保、効率的な医療提供体制の整備などを推進します。